	二十五	二十六
	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託の変更	信託財産に属する権利を採取する樹木の一部の伐採その他の信託の変更をする権限を有する者（第二十五の項の登録等により受託者の任務が終了した場合にあっては、同項の登録等により新たに受託者となった者）に対し、第一項の規定により信託財産に属する権利を採取する樹木の一部の伐採その他の信託の変更をすることを命ずる旨の裁判（第二十五の項の登録等により受託者の任務が終了した場合にあっては、同項の登録等により新たに受託者となった者に対し、第一項の規定により信託財産に属する権利を採取する樹木の一部の伐採その他の信託の変更をすることを命ずる旨の裁判）が確定したことを証する書面
ハ　信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するときは、次に掲げる書面	(1)　従前の信託の併合又は分割をした信託法第百五十九条第一項又は第六項に規定する信託の同意をした受益者であることを証する書面（受益者が明らかであるときは、これを証する書面を除く。）	(2)　信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面
	(2)　信託法第百五十九条第一項に規定する債務の併合又は分割をした場合において、同項の規定により当該債務の併合又は分割をすることを証する書面（(1)に掲げる書面を除く。）	令第五十一条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面

仮登録				
二十七	二十八	二十九	仮処分に関する登録	三十
仮登録の登録義務者の承諾に係る仮登録（仮登録の登録義務者の承諾があるときは、仮登録の登録義務者の承諾を証する書面）を命ずる仮処分の登録に関する民事保全法第五十一条第一項の規定による登録	樹木採取権に関する仮登録に基づく本登録	仮登録後の抹消に関する仮登録原簿の記載（仮登録後に登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する書面を提供して仮登録の抹消を申請する場合における仮登録原簿の記載に限る。）を命ずる仮処分の登録に関する民事保全法第五十一条第一項の規定による登録		
イ　登録原因を証する書面	登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者が作成した書面（昭和五十八年法律第四十三号）第十七条の規定により当該承諾に代えることができる裁判の謄本）又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	イ　登録原因を証する書面		民事保全法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する書面
ロ　仮登録の登録義務者が作成した書面	仮登録の登録義務者が作成した書面（仮登録の登録義務者の承諾を証する書面を含む。）又は当該仮登録の登録義務者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	ロ　仮登録の登録名義人が作成した書面又は当該仮登録の登録名義人に対抗することができる裁判があったことを証する書面		
		ハ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面		